

兵高教組

2024年11月25日

確定速報 No.4

調査情報No.22

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745 FAX : 078-351-3185

URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>

mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

高教組、重点要求署名 2,959 筆、常勤講師2級適用署名 2,821 筆提出

県教委、教育職へも病気休暇 180 日へ縮減・配偶者の扶養手当削減、を提案

高齢層・再任用職員のモチベーション向上のための提案なし、2級適用困難と回答

～「受け入れがたい、再検討・再度提案を」と要求した第2回確定交渉～

11月22日、高教組、高従組、兵庫教組三団体と、県教育委員会との2回目の賃金権利確定交渉がありました。交渉初めに、中村委員長より、「重点要求署名」「常勤講師2級適用署名」とを提出し、署名を頂いた方々の思いを届けました。

福井教育次長は、「人事委員会の勧告どおり」を基本と、見出しのような提案・回答をおこなったため、交渉団から不満が噴出しました。そして現場の厳しい実態と切実な要求を訴え、県教委に再検討・再回答を強く求める交渉となりました。次回交渉が山場となります。



## ◎県教委福井教育次長の回答

月給 税込 勧告どおり改定 24年4月1日から

・平均 3.0% の増額

一時金 税込 勧告どおり改定 24年4月1日から

一般職員	期末手当	勤勉手当	計
6月・12月	現行	1.225	1.025
それぞれ	改訂後	1.25	1.05
	年間計	2.450	2.050
	改訂後	2.50	2.10
			4.60

定期再任用短時間暫定再任用	期末手当	勤勉手当	計
6月・12月	現行	0.6875	0.4875
それぞれ	改訂後	0.70	0.50
	年間計	1.375	0.975
	改訂後	1.40	1.00
			2.40

会計年度任用職員	期末手当	勤勉手当	計
6月・12月	現行	1.225	1.025
それぞれ	改訂後	1.25	1.05
	年間計	2.45	2.05
	改訂後	2.50	2.10
			4.60

### 給料表の切り替え（新給料表）

・主幹教諭から校長の諸号の給料月額を引き上げ

寒冷地手当 25年4月1日から

・月額 2,000 円の範囲内で引き上げ。

・支給地域について人事委員会で検討中

扶養手当 25年4月1日から

・配偶者を廃止、子の月額を 3,000 円引き上げ

・経過措置 25年4月1日～26年3月31日

配偶者 3,500 円引き下げ、子を 1,500 円引き上げ

地域手当

・異動保障の支給期間を 3 年間とし、3 年目の支給割合を異動前の 60/100 25年4月1日から

・支給割合、「現行の支給割合は国の財源措置の範囲内であるため、今期の改定は実施をいたしません。」

### 通勤手当 25年4月1日から

・1カ月あたり限度を 15 万円へ引き上げ

・新幹線や在来線特急：全額を支給

(片道 30 分以上短縮要件廃止、通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められる場合)

・有料道路の通行料金は ETC 利用時の通行料金 (ETC 割引・NEXCO 西日本の ETC マイレージサービス等 支払額の還元分を考慮し支給)

・パークアンドライドに伴う駐車場代の支給は 15 万円 の支給限度額の別枠として現行どおり

单身赴任手当 25年4月1日から

・採用時から支給

再任用職員の諸手当 25年4月1日から

・地域手当の異動保障、住居手当と特地勤務手当と特地勤務手当、寒冷地手当、僻地手当を支給

### 勤勉手当の成績率

・特に優秀の成績率の上限を平均支給月数の 3 倍に引き上げ。規定改正を行なうが成績率の変更予定なし

### 休暇休業手当

・国の法整備の内容を踏まえ、実施に向けて検討

### 会計年度任用職員の任用上限

・国や他府県の状況等も注視しながら検討

### 病気休暇（精神疾患による病休期間 180 日短縮）

・教育職以外のすべての職員は、25年4月から適用

・教育職は一年間の周知期間を設け 26 年 4 月 1 日から

### 時間講師の勤務条件 25年4月1日から

・2,860 円を 50 分の授業に 30 分の準備時間と見なし 80 分の勤務に対して支給

・授業準備等の 30 分、学校で授業準備等の勤務に従事する必要がある、勤務されない場合は報酬をカット

### 高齢層への配慮

・高齢層の教職員の皆さんの志気確保につきましては大変重要であると考えている

・現時点におきまして、これ以上の見直しは困難

### 再任用職員の処遇改善

・モデル給料表の再任用箇所のみ改定することは困難 教職員の未配置問題の解消

・合格者数を当初の予定をより 50 名程度増員

・来年度用の PR 動画の制作、県内外の大学への訪問、各県立学校の進路ガイダンスへの職員派遣など、教員の魅力発信に努めている

・臨時講師の確保に向け、臨時講師人材バンクの充実、退職教員への働きかけ、民間の求人媒体への活用等、

# 私たち教職員の働き方改善は、児童生徒の教育環境の改善にも繋がるもの！

ペーパーティーチャー等支援講座

- ・講師登録を次年度の登録を9月下旬より

## 先読み加配の拡充

- ・国および他府県の動向も踏まえ、引き続き本県での実施方法につきまして検討

## 多忙化対策としての業務支援の増員

- ・スクールサポートスタッフや県立学校業務支援、ICT支援員等の外部人材を配置している
- ・ICTの設定等には、県や各市町において専門的技術的な問い合わせにも対応できるよう設置している  
GIGAスクール運営支援センターの活用を

## 介助員等の病気休暇の有給化

- ・特別な事情などと判断することは難しい
- ・引き続き国や他府県の状況も踏まえて検討

## 臨時講師の2級適用

- ・「これまで最大限の対応を段階的に行ってきておりまして、他府県の状況等も考慮いたしますと、…現時点においてこれ以上の見直しは困難」

## 会計年度任用職員の超過勤務手当

- ・原則として時間外勤務が生じないよう適切な業務の進行管理を行う
- ・配当された時間の範囲内での勤務の割り振りを変更することにより、対応することが一定原則
- ・管理職が事前命令、事後確認を行ない、超えた勤務は超過勤務手当に相当する報酬を支給する必要

## 就労可能証明書

- ・「必須の書類として提出を求めておりません。」
- ・本人が就労可能かを主治医に聞く、で良い。

## ◎交渉団より再要求

県教委の提案は、人事委員会勧告を尊重している面は評価できるものの、いくつか容認できない回答がありました。次長の回答を受け、交渉団から強い要求が出されました。以下にその要約を掲載します。

### 1. 精神疾患による病休期間180日短縮は容認できない

- ・未配置の一層深刻化によって、精神疾患による病気休暇が増えている。病休180日の縮減では無く、未配置の解消を。県教委の誇るべき制度を無くすな。

### 2. 寒冷地手当は人事委員会提示後に交渉で決めるべき

### 3. 配偶者に扶養手当を支給されている家庭実態を見よ

- ・現在、支給されている家庭には、重度の障害を持つ子どもがいる、親の介護があるなど、働きにくとも外へ出て働けない家庭もある。その実態を見てみよ。

### 4. 通勤手当にガソリン価格の改定分を支給せよ

- ・引き上げは良いが、3年前と比べガソリン価格はリッターあたり30円以上値上がりしている。この引き上

げを検討せよ。

### 5. 時間講師を30分長く学校に拘束してもどんな準備ができるのか、検討をし直せ。

- ・講師各人のPCすら無く、プリントなど自宅で作っている状態。拘束して何をさせるのか。検討し直せ。

### 6. 臨時講師の2級適用

- ・人勧では「職務給の原則」としているが、1級のままとなると、講師には、担任をさせない、部活動の顧問をもたせないとでもしますか。現場でもっと多忙化が増えますよ。

### 7. 介助員から病休の有休を奪ったのを返せ

- ・会計年度任用職員になる前の特別職の時に交渉で勝ち得た権利を勝手に奪うな。

- ・介助員の不安解消のため任用上限の撤廃を早急に。

### 8. ICTの業務支援員は各校に常駐を

- ・GIGAスクール運営支援センターに聞くではなく、現場ですぐに聞きたいこと対処して欲しいことがある。また、会計システムのための支援員も配置せよ。

### 9. 高齢期・再任用者に何らかの賃上げ(底上げ)を

- ・勧告では「高齢職員のモチベーション」に触れている。給料表に何らかを加える、55歳昇級停止をやめる、行革カットされたままの地域手当を元に戻す、など、何らかの措置をせよ。

### 10. 未配置の解消のための「先読み加配」の拡充を

- ・たとえば、育休の代替教員を、育休復帰後もそのまま年度末まで配置するなどの制度を検討せよ。

### 11. 部活動について

- ・最賃以下の手当、多忙化の要因の一つである部活動をどう見ているのか。

### 12. 短時間勤務のマッチングを20hを二人で考えよ

## ◎福井教育次長再回答

「皆様方から、非常に多岐にわたる、今日、私がお答えに窮するような質問もありました…厳しい制約の中ではありますけれども、一部の項目につきましては、持ち帰り検討させていただきたい。」

## ◎中村高教組委員長のまとめ

中村委員長は、福井教育次長の再回答を受け、以下の点を強く要望しました。

- ①高齢者への賃上げと地域手当を行革前に戻すこと
- ②配偶者の扶養手当削減と病気休暇期間の縮減の撤回
- ③未配置問題に抜本的な改革を

現場が多忙化、未配置で崩壊してしまうという危機感があります。少しでも前向きな回答を期待しています。

## 専門部交渉(女性部)について

11月20日(水)東灘区文化センター会議室にて、女性部の専門部交渉が行われました。女性部アンケートの結果を資料として持参し、現場の声を直接届けてきました。

組合からは妊娠初期から使える「妊娠休暇」という制度の新設や、代替教員が確実に配置でき、また、正規教員が復帰した後も年度末までは代替教員がサポートできるようなシステムを、国や他府県に先立って兵庫県が独自で行うことを要求しました。

他にも、子育て支援休暇や介護・看護休暇の要件の拡大や、子育て、介護中の教職員が通勤しやすい場所で勤務できるような人事や配置を求めました。

また、ICT化に伴う多忙化、特に情報科やシステム管理などに任命された教職員の過重労働、それによって誘引されるパワハラやセクハラが特に女性教員に向けられていることが多いことを訴えました。超過勤務の実態などから心身に不調を抱える教員が増え、未配置問題が今後も益々増加することが予測されるため、早急に教師の定員を増やすことや、業務を減らすことなどを現場の実態と絡めて訴えました。

最後に、校務運営委員に女性が入る比率を高め、様々な人の意見が反映された誰にとっても働きやすい環境を目指せることを要求してきました。

対して、教育委員会の回答については、国の要望や他府県の動向にそろえているため校務員の休暇の新設などは困難であるが、共働き家庭が増加しているなども踏まえて子育て支援などについては対応していくいや、教職員の超過勤務の状況については「働き方改革」の観点からも改善に取り組んでいくこと、またハラスメントについては校内や外部の相談機関を設けて、周知し、迅速かつ適切、厳格に取り組み、研修も実施すると回答いただきました。